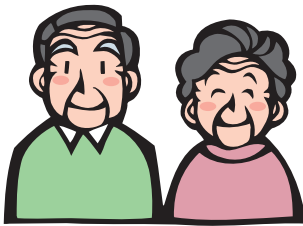


保険料の特別徴収が始まります

10月以降、保険料が年金から差し引かれます。

国の制度改正により、国民健康保険料の納付方法が変更され、保険料の特別徴収（年金から差し引いての納付）が始まります。山陽小野田市では、以下の人を対象に今年10月から開始します。対象となる人には、6月に「納入通知書兼特別徴収通知書」でお知らせしていますので、ご確認ください。

■ 対象となる人



国民健康保険の加入者全員が65歳から74歳の世帯で、年額18万円以上の年金を受給している世帯主

※ただし、以下の場合は、対象となりません。

- ・世帯主が国民健康保険に加入していない場合
- ・年度内に世帯主が75歳になる場合
- ・世帯主の介護保険料と国民健康保険料をあわせた額が、年金額の2分の1を超える場合

10月以降の年金から、国民健康保険料が差し引かれます。

6月	7月	8月	9月	10月	12月	来年2月
← 納付書または口座振替で納付				→ 年金から差し引いての納付		

- 10月以降は、10月・12月・来年2月に支給される世帯主の年金から保険料（1回につき、通常の2期分に相当する額）が差し引かれます。
- 世帯の国民健康保険の加入者の異動（加入・脱退・所得更正）により、年度途中で特別徴収が中止されたり、増額分を納付書で別にお支払いいただくことがあります。（その場合は、随時お知らせします。）

後期高齢者医療保険料

今年3月まで

会社などの健康保険の被扶養者だった人へ



10月から保険料の納付が始まります

～該当する人には、10月上旬に通知書を送付します～

■ 今年度の年間保険料は、2,363円です。

	4月から9月まで	10月から来年3月まで
均等割	全額免除	9割軽減（2,363円）
所得割		全額免除